

資料 1 台風 15 号の被害に関する市の対応状況等について

9 月 5 日の発災から、本日で 3 週間余り（24 日）が経過いたしました。

被災された方々、負傷された方々に心よりお見舞い申し上げます。

被災された方々が、1 日でも早く安心した生活を取り戻せるよう全力で取り組んでおります。

復旧復興に際し、県内外の自治体職員の皆様や民間企業、団体の皆様などから多くの人的・物的支援をいただいておりますことに、この場をお借りして深く感謝申し上げます。

それでは、現在の市の対応状況等について、報告させていただきます。

避難所について

避難所には最大 53 世帯、116 人の方々が避難しておりましたが、昨日現在で、避難所に身を寄せている方は、6 世帯 7 人となっております。

被災者の中には、損傷した住宅や車で寝泊まりしている方が一定数いるようです。

現在、市が開設している避難所については、パーティションでプライバシーが守られ、冷房が効いた部屋に簡易ベッドや布団を用意しており、さらにはバランスがとれた食事を提供するなど、快適に生活できる避難所の環境を整えており、生活にご不便などある方は、我慢や遠慮をすることなく避難所をご利用いただきたいと思います。

罹災証明書の申請と被害認定調査等について

昨日の 9 月 28 日現在、罹災証明書の申請を 1,260 件受付けており、この内、845 件の「被害認定調査」が終了しております。

「被害認定調査」の状況は、9 月 27 日現在までの調査で確定した総数

813件のうち、

- ・ 全壊：49棟
- ・ 大規模半壊：30棟
- ・ 中規模半壊：40棟
- ・ 半壊：77棟
- ・ 準半壊：164棟
- ・ 一部損壊：453棟

全体のおよそ67%にあたる住宅の被害認定調査を終えたことになります。

残り、415件ほどの調査がありますが、非木造の調査には時間を要することもあり、10月中旬に調査が完了できる見込みであります。

こうした被害認定調査にあたっては、市職員だけでは調査員が不足することから、今後も含め県内の17市10町から217人延べ705人、県外の友好都市や災害時応援協定を締結している市町のうち12市3町から29人延べ224人の人的支援をいただき、被害認定調査を実施しております。

また、県内市町からは、罹災証明書の受付や避難所運営業務に73人延べ220人の方々のご支援をいただいております。

罹災証明書の交付について

9月20日から罹災証明書の交付をしており、昨日現在で、対面により296件を交付しました。

罹災証明書の交付と併せ、生活再建や仮設住宅、公費解体、応急修繕などの相談窓口を設け、被災者に寄り添った支援が行えるよう対応しているところであります。

罹災証明書の交付については、被害認定調査から5日後の発行となりますので、昨日現在、23日までの調査分524件が交付可能となっておりますが、交付した件数が296件となっており、交付率は、およそ56%となっております。

今後においても窓口での交付を行いながら、証明書の受取に來ない被災者には、個別に連絡を行うとともに、遠方の方や郵送を希望される方には、郵送での発行なども検討してまいります。

また、被害認定調査の結果に対して、再調査を希望する被災者は、昨日現在で25件でありました。

これは、調査時には修理中であつたり、ブルーシートなどが張られて見えなかったり、雨で濡れたが調査時には乾いていて被害が確認できなかったことなどが要因で、もう一度見て欲しいと希望されたものであります。

応急住宅等の対応について

県とともに進めているところですが、現在までに確保している応急住宅等は、市内の県営住宅・市営住宅15戸、みなし仮設住宅88戸、合計で103戸を確保しております。

一方で、現在までの被害認定調査において、半壊以上の認定が増えていることから、応急住宅が不足することが見込まれます。

このことから、建設型を含めた応急住宅の確保について、県と協議しているところであります。

農業用施設や農作物の被害について

農業用施設の調査につきましても、県内農林事務所から県職員延べ38人の派遣をいただき、被害調査を実施しました。

ハウスの被害調査総数は403棟にのぼり、

- ・全壊109棟
- ・一部損壊147棟

また、農業用施設の被害額は、約8億円、詳細はまだ調査中ではありますが、これに加え、ハウス内部の機械設備、防霜ファン等も大きな被害を受けており、被害額はまだ大きくなるものと考えております。

農作物被害は、主なものでイチゴが約7千万円、カーネーションが約4千5百万円で、被害額は約1億9千万円となり、被害総額は当初の想定とほぼ同等の約11億円となる見込みであります。

国から示された支援制度については、国が10分の3、県が10分の2、市が10分の1、計10分の6を補助し、県及び市で負担する補助の7割が特別交付税で支援されることとなり、いち早く農林水産省に強く要望したところで

あります。

しかしながら、1経営体につき2千万円の上限については、大規模施設園芸農家にとって大変厳しいものであり、国の補助制度の対象にならない被害は、4年前の竜巻被害の際に、県が単独事業で補助制度を創設しておりますので、今回においても、4年前と同様な補助制度の創設などを要望してまいります。

中小企業者などに向けた支援としては、明日9月30日に「臨時まきサポ相談会」を開催し、被害を受けた中小企業・個人事業主等の皆様を対象に、中小企業向け金融支援・融資、税制上の特例、復旧・再建に向けた補助金・助成金等、今後の経営についての困りごとを伺います。

さらに、市では、罹災証明書などの交付を受けた方を対象に、固定資産税や国民健康保険・国民年金・後期高齢者医療保険、介護保険料、保育料などの減免を行うなど、被災された方々への支援を行ってまいります。

また、19日からは、県内の福祉専門職で組織する静岡県災害派遣福祉チーム（DWA T）が、避難状況を把握し、災害関連死を防ぐため、罹災証明書を申請した家を中心に、戸別訪問をしております。

健康問題だけでなく、住宅の被害状況や支援の活用方法など、あらゆる困りごとを聞き出し、毎日の振り返りの際に関係団体などに情報共有し、被災者の生活に関する支援に取り組んでまいります。

当初は、9月末での終了を予定しておりましたが、10月末までの延長について話し合いを進めているところです。

災害廃棄物について

静波海岸と東名相良牧之原インターチェンジ付近の高台を仮置場とし、これまでに3,182トン搬入され、1,912トン搬出したところであります。

この災害廃棄物の処理費等の一部に係る費用については、9月定例会において補正予算の議決をいただき、廃棄物の処理を進めております。

現在、仮置き場には、当初見込んでいた災害廃棄物の数量より多く搬入され

ており、今後、公費解体が進めば、災害廃棄物がさらに増加することが予想されます。

議決をいただいた補正予算では、処理費に関する予算が不足するため、不足する費用を専決補正で対応してまいります。

これらの災害廃棄物の処理などをはじめ、復旧、復興作業にあたりましては、多くのボランティアの皆さまや企業、団体、さらには、様々な災害支援に携わるNPOの皆さまなどから、物資や人的支援をいただいておりますことに、改めて深く感謝申し上げます。

市では、発災直後から電力の復旧、飛散した瓦礫の処理、被災した住宅内の片付け、ボランティアセンターの立ち上げなど復旧復興に必要と判断した対応を関係機関と調整して、その都度実施してまいりました。

時間の経過に伴い、被災された方々の状況や必要とする支援は変化しており、常に状況を見極め、今後においても最大限の対応に努めてまいります。

被災者された皆さまの生活再建や復興には、なお時間と費用が必要となります。

今後も、継続的なご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。